

月刊中央会

第776号 2022/September

動くつなく結ぶ
組合・中小企業を
サポート

組合・中小企業を
応援します！



月刊中央会
（オ）

兵庫県中小企業団体中央会時報第776号2022年9月5日号（毎月1回5日発行）
発行所／兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料／部30円（会員の購読料は会費に含まれています。）
TEL 078-331-2045



太山寺（神戸市）

中央会からのお知らせ

【兵庫県中小企業組合士協会】視察研修会・懇親会を開催しました

兵庫県中小企業組合士協会は、8月26日、3年ぶりとなる視察研修会・懇親会を開催しました。



視察研修会では、神戸どうぶつ王国および神戸市立青少年科学館を訪問しました。神戸どうぶつ王国においては、生物多様性保全および環境保全を含むSDGsの取り組みについて理解を深め、組合および組合員企業が持続可能な世界づくりを改めて考えるきっかけとなりました。神戸市立青少年科学館では、スーパーコンピュータをはじめとする神戸発信の科学と技術が世界の未来を担っていることを実感するとともに、リニューアル間もないプラネタリウムにて、神戸市内唯一のドームシアターをプラネタリウムに留まらず最新鋭の投影・照明・音響技術でもって「エンターテインメント施設」として幅広く活用するという新たな発想に触れました。

懇親会では、会員様同士が組合運営や各業界に関する情報交換を行う良い機会となったほか、新規会員様のご紹介を行いました。
＜組合士協会担当：連携推進課 永久・赤松＞

令和4年度
中小企業組合
検定試験
12月4日(日)

チャレンジ！
検定試験を受けて
組合士になろう!!

12月4日(日)

- 受験資格** 特になし(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です。)
- 試験科目** 組合会計 組合制度 組合運営
- 試験日** 令和4年12月4日(日)
- 試験地** 札幌・青森・仙台・秋田・郡山・水戸・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・広島・山口・高松・福岡・大分・宮崎・那覇
- 申込受付期間** 令和4年9月1日(木)～10月14日(金)
- 受験料(税込)** 6,600円
※一部科目免除者については、5,500円(二科目受験)、4,400円(一科目受験)。
- お問い合わせ先** お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)までお問い合わせ下さい。

組合士 検索

主催／全国中小企業団体中央会
後援／中小企業庁
協力／都道府県中小企業団体中央会

1組合1組合士・組合のあしたを拓く組合士



中小企業のための 地震・津波の補償「地震特約」

ひょうご共済の火災共済に特約としてご加入いただける制度です。

ひょうご共済 地震特約 検索

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート！



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

特集 インボイス制度への対応について Vol.1

■中央会事業

- ◇「FOOD STYLE Japan2022」出展企業のご紹介
- ◇プレスリリース書き方講座を開催しました！
- ◇5団体連携事業「テクノフォーラム2022」を開催しました！
- ◇第64回中小企業団体兵庫県大会被表彰候補者推薦のお願い

■情報レポート

県内中小企業は、物価上昇、資材等の供給制約、感染症流行の影響を受け、厳しい経営環境下にある。

■お知らせ

- ◇IT導入補助金2022「セキュリティ対策推進枠」の公募を開始しました！

■コラム

- ◇中小企業のための経営レポート 事業承継で大切なこと ～他者への事業承継(従業員、M&A等)～ 神戸経営研究所 代表 塔筋 幸造

■お知らせ

- ◇国家公務員の再就職等規制にご協力を

■中央会からのお知らせ

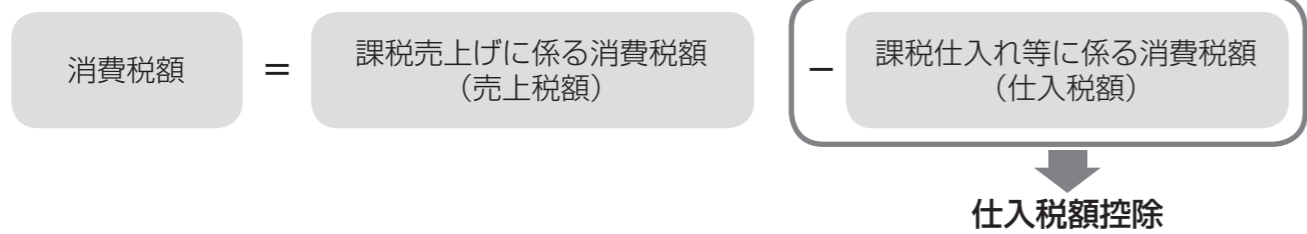
- ◇【兵庫県中小企業組合士協会】視察研修会・懇親会を開催しました
- ◇令和4年度中小企業組合検定試験

インボイス制度への対応について Vol.1

■ インボイス制度とは ■

令和5年10月1日から、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。インボイス制度導入後は、消費税を納付する際に、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である適格請求書発行事業者が交付する「適格請求書」がないと仕入税額控除が受けられなくなります。

【消費税額の計算方法】



「適格請求書」には、以下の事項を記載する必要があります。不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、適格簡易請求書を交付することができます。

【適格請求書の記載事項】

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率

請求書 (株)〇〇御中 ← ⑥

△△商事(株) 登録番号 T 0123456... ①

11月分 131,200円 ② ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	③ 2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ * 軽減税率対象

② XX年11月30日

スーパー〇〇 東京都... 登録番号 T123456... ①

③ 領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿		④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

(出典) 国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」p6

また、請求書のやり取りを行わず、買手から売手に対して支払金額や支払内容を通知するための仕入明細書や支払通知書を証票としている取引もあるかと思ひます。仕入明細書等に関しても、請求書と同様、仕入税額控除を受けるうえで有効なのですが、取引相手（売手）の登録番号や税率ごとに区分した消費税額等、適格請求書としての要件を満たすことが必要になるので注意しましょう。なお、仕入明細書等を「適格請求書」として扱う場合は、売手から都度確認したことを通知するか、あらかじめ契約書等で一定期間の定めをした上で、仕入明細書等に「送付後一定期間に誤りのある旨の連絡がない場合、確認があったものとする」と明記していれば、都度確認することを省略できます。

【例】

② 課税仕入れの相手方の登録番号

仕入明細書 <<4月分>> ○年○月○日

(株)〇〇御中 (株)△△

登録番号: T123456... 登録番号: T123456...

支払金額合計 229,000円

月	日	取引	仕入金額 (税抜)	
4	1	食品*	8%	2,000
		日用品	10%	600
	3	食品*	8%	5,900
	4	日用品	10%	30,000
...
合計		仕入金額	消費税率等	
8%対象		100,000円	8,000円	
10%対象		110,000円	11,000円	

*印は軽減税率対象品

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

【その他の確認を受ける方法の例】

- ・書類上に確認済みの署名等をもらう
- ・受発注に係るオンラインシステムで確認を受ける機能をつける
- ・電子メールで確認した旨の返信を受ける

仕入明細書等の記載事項

- ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

(出典) 国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」p7

「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

消費税額等を計算する際、1円未満の端数は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」などいずれの方法で行ってもよいことになっています。これについて区分記載請求書（令和元年10月1日～令和5年9月30日）では、消費税額等の記載が必須でないため、端数処理のルールは定められていませんでしたが、インボイス制度では、適格請求書に記載すべき「消費税額等」の計算方法が定められており、1つの適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。

【記載例：税抜金額を基に消費税額を計算する場合】

【例①：認められる例】

請求書 ○〇(株) 御中 ○年11月30日 (株)△△ (T123...)

請求金額(税込) 60,197円 ※は軽減税率対象

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	(注) -
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	-
11/15	花	57	77	4,389	-
11/15	肥料	57	417	23,769	-
8%対象計				27,060	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
10%対象計				28,158	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

(注) 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

【例②：認められない例】

左記のように税抜金額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10%又は8%を乗じて得た金額に端数処理を行います。以下のように、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	→ 1,108
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	→ 1,055
11/15	花	57	77	4,389	→ 438
11/15	肥料	57	417	23,769	→ 2,376
8%対象計				27,060	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
10%対象計				28,158	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

特集

特集

【記載例：税込金額を基に消費税額を計算する場合】

【例③：認められる例】

取引年月日	品名	数量	単価	税抜金額	消費税額	税込金額
11/2	トマト ※	83	167	13,861	1,108	14,969
11/2	ピーマン ※	197	67	13,199	1,055	14,254
11/15	花	57	77	4,389	438	4,827
11/15	肥料	57	417	23,769	2,376	26,145
8%対象税込計(内税)				29,223	2,164	31,387
10%対象税込計(内税)				30,972	2,815	33,787

左記のように税込価額を税率ごとに区分して合計した金額に対して10/110又は8/108を乗じて得た金額に端数処理を行います。

なお、税込金額を算出するために、個々の商品ごとの消費税額を計算し、その消費税額に係る端数処理を行うことは、値決めのための参考であり、この端数処理に関しては事業者の任意です（適格請求書の記載事項としての消費税額の端数処理ではありません。）。

また、前頁【例②：認められない例】（税抜金額を基に消費税額を計算する場合）と同様に、個々の商品ごとに消費税額を計算し、その計算した消費税額を税率ごとに合計し、適格請求書の記載事項とすることはできません。

（出典）国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」p9

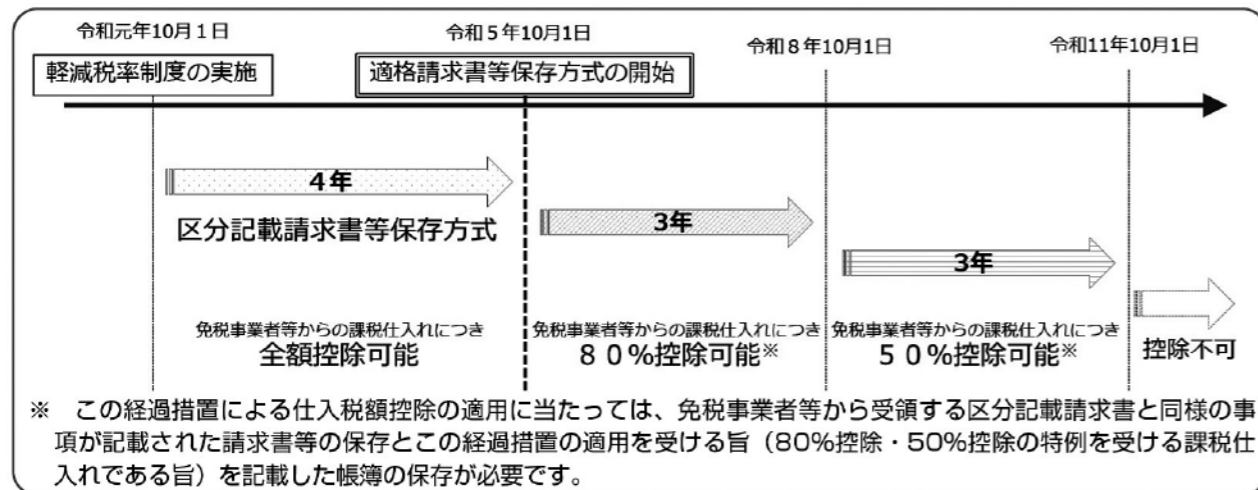
■ インボイス制度が開始されると ■

◆ 課税事業者である場合

課税事業者は仕入税額控除を行い、消費税を納付します。仕入先から「適格請求書」を入手できないと、仕入税額控除ができません。そのため、自己の税負担の増加につながる可能性があります。ただし、簡易課税制度を選択している場合には、みなし仕入率に基づき仕入税額控除の計算をしますので、自己の税負担は増加しません。

また、インボイス制度導入後6年間は、免税事業者等からの仕入についても一定割合（最初の3年間は80%、次の3年間は50%）を仕入税額控除できる経過措置があります。

【免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置】



（出典）国税庁パンフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」p16

◆ 免税事業者である場合

免税事業者は、消費税の納付が免除されますが、「適格請求書」を発行することができません。「適格請求書」を発行しないと、売上先が仕入税額控除をすることができず、税負担が増加するので、取引を見直される可能性があります。

適格請求書発行事業所の登録を受けるかの判断は、事業者の任意であり、メリット・デメリットは次表のとおりです。売上先が適格請求書を必要としているかどうか（売上先が消費者、免税事業者又は簡易課税を選択している課税事業者であれば、適格請求書を必要としていません）、登録を受けた場合・受けない場合の費用負担等を踏まえて、総合的に検討してください。

	メリット	デメリット
免税事業者から課税事業者（インボイス発行事業者）になる	◇販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続する可能性が高い	◇消費税の計算、申告、納税をしなければならないので納付事務の負担が増える ◇消費税分を販売価格に転嫁できないと、利益が減少する ◇適格請求書に合わせて請求書のフォーマットを変更しなければならない ◇発行した適格請求書を保存する必要がある
免税事業者のまま	◇消費税を計算する手間が省け、納税は免除される	◇売上先が仕入税額控除を受けられなくなる分、消費税の実質値引きを要請される可能性がある ◇他の適格請求書発行事業者である課税事業者との取引が優先され、取引先・売上が減る可能性がある

◆ 課税事業者が登録申請を行わない場合

課税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請を行わない場合、前頁に記載の免税事業者の場合と同様に、売上先は仕入税額控除をすることができず、税負担が増加するので、取引を見直される可能性があります。このような状況にならないよう、適格請求書発行を希望する場合は、適格請求書発行事業者の登録申請を忘れずに行ってください。

《参考サイト》

国税庁ホームページ「特集インボイス制度」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

兵庫県中央会では、会員及び会員組合員の皆様がインボイス制度に円滑に対応できるよう、専門家による個別相談やセミナーを実施しております。実施希望の方は、当会経営相談室までお問い合わせください。

土地や家屋を取得した場合は
不動産取得税の申告をお忘れなく！

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

＜兵庫県・県税事務所＞

兵庫県住宅再建共済制度【フェニックス共済】

あらゆる自然災害で被災した住まいの再建に備えて、兵庫県が実施する安心の制度です。

<p>住宅再建共済</p> <p>年額5,000円で 再建、補修等に 最大600万円給付</p> <p>※半壊以上（損害割合20%以上）</p>	<p>準半壊特約</p> <p>年額500円で 補修等に 25万円給付</p> <p>※損害割合10%以上20%未満</p>	<p>家財再建共済</p> <p>単独加入 年額1,500円で 住宅とセット加入の場合 年額1,000円で 購入・修復時に最大50万円給付</p> <p>※床上浸水・半壊以上</p>
---	---	--



公益財団法人
兵庫県住宅再建共済基金

－お問い合わせ－

コールセンター（平日9時～17時）

☎ 078-371-1000

フェニックス共済は、地震保険や他の共済に加入していても加入でき、給付が受けられます。

フェニックス共済 検索



令和4年度小規模事業者大規模展示会共同出展事業

「FOOD STYLE Japan2022」出展企業のご紹介

兵庫県中央会では、兵庫県下の小規模事業者および中小企業の販路拡大や自社製品の認知度向上等を目的として、首都圏で開催される大規模展示会へのグループ出展を支援しています。

このたび、日本最大級の外食・中食・小売業界を網羅する食の商談展示会「FOOD STYLE Japan2022」にグループ出展します。ご来場される方は、ぜひ「兵庫県ブース」へお立ち寄りください。

【会期】 2022年9月28日(水)・29日(木) 10:00～17:00

【会場】 東京ビッグサイト 東1・2ホール

◇「FOOD STYLE Japan2022」の来場方法等詳細については、公式ホームページでご確認ください。

<https://foodstyle.jp/tokyo/>

【出展者】

<p>平野製麺所 南あわじ市</p>  <p>手延べ芽かぶそうめん、手延べ淡路島パスタ</p>	<p>(株)善太 南あわじ市</p>  <p>淡路島フルーツ玉ねぎ及び加工品（スープ、ドレッシング等）</p>	<p>(有)ムッシュ 姫路市</p>  <p>ムッシュ自家製アーモンドバター</p>	<p>(株)嶋本食品 南あわじ市</p>  <p>金猪豚及び加工品、淡路ビーフ</p>
<p>まるよ促成 加東市</p>  <p>大葉のペパーリーフ「ペリーラ」</p>	<p>(株)田中屋食品 豊岡市</p>  <p>出石そばの土産品・ギフト・日配品、出石皿そば</p>	<p>(株)イトー屋 芦屋市</p>  <p>餃子、コロケ、焼売、カレー等</p>	<p>(株)NOUEN 朝来市</p>  <p>岩津ねぎ生鮮及び加工品（クリームポターージュ、ねぎみそ等）</p>
<p>(株)Hani2 稲見町</p>  <p>自家製国産蜂蜜</p>	<p>エムズ 明石市</p>  <p>有機焙煎玄米α、有機玄米黒茶、焙煎玄米マドレーヌ等</p>	<p>(株)夢工房 明石市</p>  <p>あかし玉子焼（明石焼）、つけだし汁付きあかし玉子焼粉セット</p>	<p>BOTTEGA BLU. 芦屋市</p>  <p>兵庫県産の米粉を使用したグルテンフリースイーツ</p>

<担当：連携推進課 今橋>

令和4年度中小企業情報発信力強化支援事業

プレスリリース書き方講座を開催しました！

8月9日、「戦略PRセミナー」（7月14日開催済）の参加者の中から選定させていただいた企業様を対象に【プレスリリース書き方講座】を開催しました。

「戦略PRセミナー」に引き続き、株式会社ラプレ 田村勝久氏を講師としてお招きし、より具体的なプレスリリースの書き方などについてお話いただきました。参加者の皆様は講座中熱心にメモを取られ、質疑応答の際には、多くの質問が寄せられていました。

講座終了後には、自己紹介を兼ねて自社がプレスリリースを予定している商品・サービスの発表を行いました。どの商品・サービスもとても魅力的で、プレスリリースへの期待が膨らむものでした。

今後は、プレスリリース配信サービス「PRでっせ」（運営：株式会社ラプレ）でのプレスリリース配信に向け、個別相談会を実施します。個別相談会では、より効果的なプレスリリースにするため、添削やアドバイスを行う予定です。

<担当：情報企画課 中橋>



5団体連携事業「テクノフォーラム2022」を開催しました！

8月24日、ホテルオークラ神戸において兵庫県下5団体（（公社）兵庫工業会、（公財）ひょうご産業活性化センター、兵庫県経営者協会、（公社）関西ニュービジネス協議会、兵庫県中小企業団体中央会）の連携事業として「テクノフォーラム2022」が開催されました。

第1部は、神戸学院大学 現代社会学部 教授 中野雅至氏を講師に迎え、「混迷の時代を迎えた日本経済・企業の今後」と題して、企業を取り巻く世界情勢とその展望についてご講演いただきました。

第2部では、「今、SDGsにどう向き合うべきか」をテーマに中野氏と各団体の代表の6名でパネルディスカッションを行い、各団体のSDGsの取組み内容や支援策について議論を深めました。当会からは、瀬川専務理事がパネリストとして登壇し、組合等の連携を通じた取組み事例や経済成長や雇用につながる支援策等を発表しました。

中小企業を取り巻く環境が変化している中、時代の要請に即した新たな付加価値の創出に取り組むことが不可欠であり、今後、企業が取組みを進めるために必要な情報が得られた貴重な機会となりました。

<担当：総務課 東>



第1部 中野氏の講演



第2部 パネルディスカッションの様子

第64回中小企業団体兵庫県大会被表彰候補者推薦のお願い

兵庫県中央会では、「中小企業団体兵庫県大会」（11月30日開催予定）の席上で、永年中小企業発展のために寄与された会員の「優良組合」「組合功労者」並びに「事務局優秀専従者」に表彰状を授与し、その功績を称えることとしております。特に、優良組合については、例年どおり3～4組合の兵庫県知事表彰の具申も検討しております。

会員組合の皆様におかれましては、推薦基準をご参照のうえ被表彰候補者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

推薦締切日

令和4年9月30日(金) [必着]

◇推薦方法・提出先等は、当会ホームページでご確認ください。

https://www.chuokai.com/64kentaikai_suisenirai/

<担当：総務課 東>

情報レポート

令和4年8月19日集計

概況

県内中小企業は、物価上昇、資材等の供給制約、感染症流行の影響を受け、厳しい経営環境下にある。

内閣府が8月15日に公表した4～6月期の国民総生産（GDP）速報値は、実質の季節調整値で前期比0.5%増となり、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に回復した。ただ、物価上昇は進展しており、総務省が同月19日に公表した7月の消費者物価指数は前年同月比で2.4%上昇している。

一方、県内中小企業では、物価上昇が進む中、価格転嫁を進められず、資材等の供給制約が景気回復の重しとなっている。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、政府や自治体による行動制限の措置はなかったものの、消費者の行動自粛の影響を懸念する指摘があった。県内中小企業の経営環境の厳しさは増しており、今後の景気への影響が懸念される。

業種別景況天気図（前年同月比）

令和4年7月（8月集計）分

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	大雨 (-40%)	曇り (-9%)	大雨 (-34%)	大雨 (-17%)
	天気	大雨	曇り	大雨	大雨
非製造業	景況	大雨 (-37%)	曇り (-6%)	大雨 (-46%)	大雨 (-29%)
	天気	大雨	曇り	大雨	大雨
総合	景況	大雨 (-39%)	曇り (-7%)	大雨 (-40%)	大雨 (-23%)
	天気	大雨	曇り	大雨	大雨

県内の景況	快晴	晴れ	曇り	雨	大雨
マーク					
基準(DI値)	30以上	10以上～30未満	-10以上～10未満	-30以上～-10未満	-30未満

●●●●● 業界の声 ●●●●●

製造業

食料品

外食産業はコロナ禍前の数字には完全に復調はしていないが、少しずつ回復を待つしかない。原材料の値上がりは続いており、アルコールメーカーは第2次の値上げを示唆している。

繊維工業

染料薬品の高騰等に加え、仕事量の減少であまり良い見通しは見えてこない。

印刷

売上に関しては前月からの落ち込みはない。新型コロナウイルスが落ち着いていたのが大きな要因と思われるが、今後は不安である。物価全般の高騰が印刷会社の経営に強い影響を与えている。

鉄鋼・金属

8月度は再び部材の調達遅延により生産制限を強いられる。海外大口案件の部材確保ができてはいるが日々受注の国内生産分は機種を限定し、生産台数も大幅な縮小となる。

一般機器

一部企業では部品の納入がままならず製品の組み立てができないため、受注はあるものの先延ばししている状態が続いている。仕掛品の在庫過多により管理に苦慮している。

電気機器

自動車業界は、半導体などの部品供給不足の長期化に加えて、新型コロナウイルス感染者増加による生産ラインの一時稼働停止の発生により生産調整を余儀なくされ、結果、受注に対応しきれず、前年同月比7.4%減と13ヵ月連続の減少が続いている。

非製造業

卸売業

全体の売上高は商品価格の上昇を受け、金額的には前年比で増えている。新型コロナウイルスの第7波が始まり、組合員の得意先では、従業員の感染による休業や感染拡大を懸念したキャンセルが飲食店に限らずホテル等でも増えており、夏季の需要拡大期であるが懸念される。

小売業

メーカーから製品、部品など入りにくい物が多い。おそらく、中国の事情とウクライナ情勢などの要因がある。

商店街

新型コロナウイルス第7波の拡大と日中の異常な暑さで、人通りもやや少なめである。特に年配者は、外出を控える方が多い。食料品、日用品等の値上がりも多く、中小企業においては、値上げできていないので現状は厳しい。

サービス業

新型コロナウイルスの感染者が激増している中、選挙やイベント等にはさほど影響はないが、売上アップはしても利益増加までは中々繋がらないのが現状である。

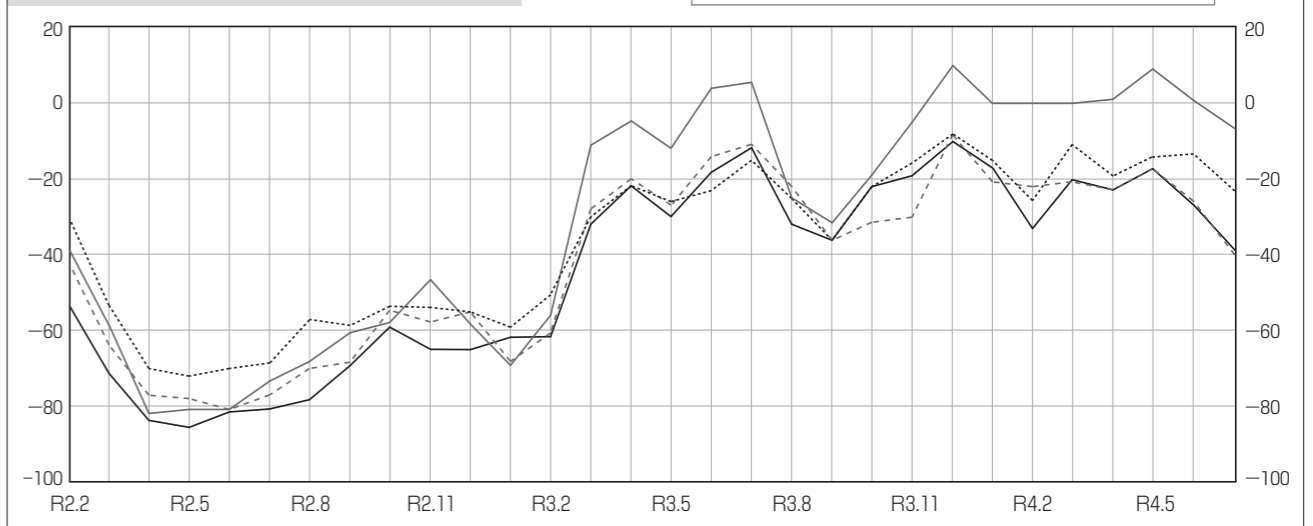
建設業

水需要が増える夏場は、水回りのトラブルも多く、修理依頼が増えている。修繕業務に登録している組合員は忙しいようだ。今年度も残念ながら事業承継がうまくいかず、廃業する組合員が2社出てしまった。

運輸業

取扱数量は、前月比102.2%、前年同月比では109.1%と、ようやく100%を超えているが、月末には価格が値上げ傾向にあり先行きは全く予測できない。組合員事業所は厳しい状況が続いているものと思われる。

景気動向（前年同月比）の推移 DI図



DIとは？

ディフュージョン・インデックス (Diffusion Index) の略で、景気が「上向き」か「下向き」かという、景気の前向き性を示す指数。DI値は、調査対象組合に「好転」「不変」「悪化」というような選択肢の質問を行い、「好転」の回答構成比から「悪化」の回答構成比を差し引いて算出している。

◆DI値 = (「増加」・「好転」した組合数 - 「減少」・「悪化」した組合数) ÷ 回答組合数 × 100

IT導入補助金2022「セキュリティ対策推進枠」の公募を開始しました！

「セキュリティ対策推進枠」は、中小企業・小規模事業者等がITツール（「サイバーセキュリティお助け隊サービス」）を導入する際の経費の一部を補助することにより、サイバーセキュリティ対策の強化を図ることを目的としています。補助金を活用して、サイバー攻撃による被害を防ぎましょう。

補助額	5万円～100万円
補助率	1/2以内
補助対象	サービス利用料（最大2年分）
機能要件	独立行政法人情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているいずれかのサービス
申請期限	<2次締切分>令和4年10月3日（月）17:00（予定）

詳細はコチラ ⇒ <https://www.it-hojo.jp/security/>

<IT導入補助金に関するお問い合わせ先>

サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター TEL: 0570-666-424

<サイバーセキュリティお助け隊サービスの制度に関するお問い合わせ先>

独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) TEL: 03-5978-7508

信用保証のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、経営相談窓口を設置し、各種保証制度等により、経営支援、資金繰り支援を行っています。

- ＜主な保証制度＞
- ① 全国統一保証「伴走支援型特別保証制度」
 - ② 兵庫県融資制度「伴走型経営支援特別貸付」
- 両制度は、経営行動計画策定等の要件を満たした場合、当初保証料の一部補助を受けることが可能です。

上記は、概要のため、詳細は当協会HPをご覧ください。各事務所・支所にお問い合わせください。

HPはこちらから **兵庫県信用保証協会** 〒651-0195 神戸市中央区浪花町62番地の1 TEL.078-393-3900(代表)

中小企業のための
経営レポート

事業承継で大切なこと
～他者への事業承継(従業員、M&A等)～

神戸経営研究所 代表 塔筋 幸造 (中小企業診断士・MBA経営管理修士)

日本にはたくさんの中小企業があり、私は多くの企業が存在しているのはとても重要で意味のあることだと考えています。規模が小さいことを中小企業というのではなく、必要なものがたくさん存在しているので多彩なバリエーションのために中小企業は数多く存在するのです。企業には規模の大小にかかわらず存在意味があります。社会でそれぞれの役割を果たしているのです。だから事業の永続性が必要なのです。企業がその事業を続けるために、リーダーの交代という「事業承継」に直面します。日本の中小企業で事業承継をする方法として、大きく2つのパターンがあります。

- ①身内への事業承継(親子等)
- ②他者への事業承継(従業員、M&A等)

今回は①身内への事業承継(親子等)についてお話をしました。

では、「他者への事業承継(従業員、M&A等)」での事業承継のポイントはなにか?

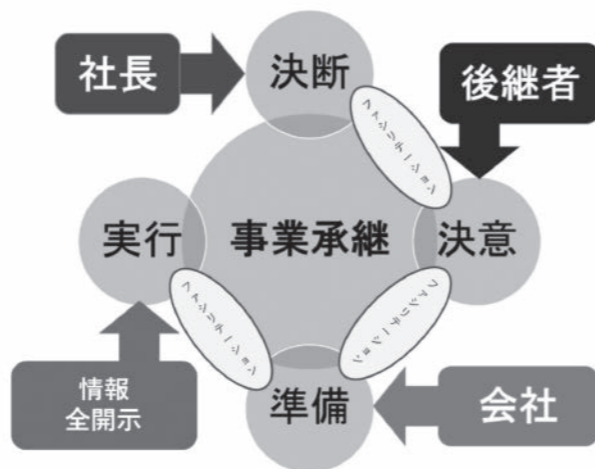
それは、情報の非対称を防ぐためのコミュニケーションです。それもすべてを話すという姿勢が大切となります。例えば、生え抜きの従業員の方に事業承継してもらおうと思ったとき、歴史や資金のことを分かってくれるだろうという憶測は禁物です。なぜなら、重要なことの伝達は生活で一緒に時間を共有する身内への承継とは違うからです。いままでは経営者と従業員としての立場で、リスクや不安要因の多くは、経営者だけが担っていました。このリスクについてその責を負うというのは、大きな転換なのです。この時に後継者の対象者が知らないことがあるのであれば、情報の非対称性がおこります。中古車市場でよく言われるのは、車の情報が隠されると正しく把握されないのが疑心暗鬼が起って低品質のレモン(皮が厚くて中身が分からない)市場となるというものです。大切な自社の事業を結果としてよく分からないものにするのはよくありません。また、M&Aの場合も同様です。価値の把握には正確な情報が必要ですが、交渉というキーワードが入るために開示速度や方法が問題となります。

実際にはどのタイミングでどんな開示を行っていくか?

解決するには、第三者の介入が必要です。私の経験した例ですが、社長は少し高齢となり承継を真剣に考えておられました。受ける方も15年以上片腕としてやってこられた方でしたが、やはり不安が大きくなかなかコミュニケーションが進んでいないように見えました。社長は「話は十分にしているし、本人も分かっているので、後は根性と決断ではないか」と言い、受ける事業部長は「なかなか話してもらえない」と言います。話してもらえないポイントは従業員の立場ではとても聞きにくい資金の流れについてでした。説明に同席し、経緯と苦労話のエピソードを共有したとき、二人は真から打ち解け、承継はうまくいきました。

M&Aの場合は、少しやっかいなことがあります。売り手と買い手が存在しているということです。それぞれの目的は金額に反映してくるので簡単ではありません。ただ大原則は情報の開示です。なぜなら、その対象が従業員やお客様といった「人」が介入しているものだからです。決して隠すべきものではないのです。前述の中古車市場でも情報が隠されているあるいは隠されているかもしれないという時点では正確な判断は出来ないのです。

買い手からの相談を受けたときに、私の実施したアドバイスは段階的な開示を求めていく方法です。一歩踏み込むときは、その結果で自分側がどう考えるかを示していくやり方です。この場合は、先方がその条件がだめだと思えば、開示を中断できます。最終的にすべてを開示していく過程の問題です。この例の場合「心配していたが、早く態度を明らかに



してくれたので信用できると思った」とは売り手側の代表の弁でした。いずれの場合も第三者は「中立」でなければなりません。特にM&Aではその役割が増します。

もしあなたが直接の当事者でなくても、事業承継の悩みを聞く立場にいたら、是非して頂きたいことがあります。それは「中立」であることです。重要なのはファシリテーション (facilitation) 的技術ともいえます。人のパーソナリティは、遺伝的な因子や子供の頃の環境に影響されやすく、パーソナリティはなかなか変えられるものではないかもしれません。ただ事業承継を円滑に進めるためにはあくまでも「自己をコントロールし」「双方の多様な意見を引き出し」「議論させ」「合意形成させる技術」が必要とされます。同様にそれぞれ個性のある承継をする側、後継者となる側との間に立つ役割をいろんな意見を整理していき、大切なポイントを引き出しつつ、情報の格差をなくしつつ最後にすべてを開示して合意形成をめざしていく立場であってほしいものです。その時「中立」がとても重要です。

PROFILE

プロフィール



神戸経営研究所 代表
塔筋 幸造
(中小企業診断士・MBA経営管理修士)
【経歴】
神戸大学経営学部卒業。
父の事業(木材販売業)を承継し、
仲間とともにパソコンソフト会社を起業し現在も運営。
「商売は芸術」のコンサルティングポリシーのもと、創業支援から戦略策定まで幅広い分野でコンサルティングを行っており、各地の創業塾や後継者塾で多数講師を務める。
兵庫県中小企業診断士協会副会長
◇ホームページ: <https://www.kmba.co.jp/>

内閣府 Cabinet Office 国家公務員の再就職等規制にご協力を

いわゆる天下り問題への対策として、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を確保するため、次の3つのルールを設けています。

- 再就職の依頼・情報提供の規制
- 利害関係企業等への求職活動の規制
- 元の職場への働きかけ規制

★皆様へのお願い

皆様におかれましても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・OBにこうした行為を求めないようご協力をお願いします。また、規制違反が疑われる行為を見聞きした場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いします。秘密を厳守します。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局

電話: 0120-344954 (フリーダイヤル)
03-6268-7660 ~ 7668, 7681
URL: <https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>

新型定期預金 マイハーベスト

高めの金利設定(当金庫内比較) 1年、2年、3年から期間が選べる お預け入れは50万円から

商工中金 神戸支店 姫路支店 尼崎支店
●神戸市役所南側西入る ●市民会館東隣 ●労働福祉会館前
〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111 111 111
☎078(391)7541 ☎079(223)8431 ☎06(6481)7501